

獣医療技術専門職について

福所秋雄[†]（日本獣医生命科学大学獣医学部教授）

1 はじめに

近年、獣医学・獣医療において対象動物の多様化またその診療・診断・予防技術の高度化が進んでおり、動物医療に携わる動物看護専門職は勿論のこと、家畜衛生（家畜防疫等）、公衆衛生（食肉衛生等）並びに実験動物の管理等に

携わる獣医師以外の高度技術専門職を養成する必要性も高まっている。産業動物の国際防疫を担う国際獣疫事務局（OIE：本部はパリ）では、数年前から家畜防疫並びに食の安全を鑑み、獣医師以外の家畜衛生や公衆衛生に携わる Veterinary paraprofessionals（獣医療支援専門職）の法的認証化を推奨している。また、農林水産省では、平成19年から3年間、獣医療補助技術職に関する海外調査（東京大学等に委託）を実施すると共に、平成22年8月には、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表した。同年、農林水産省から獣医療提供体制整備推進協議会が「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」の事業実施主体として選定され、その事業の中で動物看護、家畜衛生、公衆衛生等における獣医療技術専門職の国内現状調査（構成団体である一般社団法人日本動物看護職協会が担当）を実施した。さらに、農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会の報告書（平成22年11月24日）において、今後あるべき方向として「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化など、国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効のあるものとするように強化推進すべきである。」と述べている。また、平成23年3月には、家畜伝染病予防法改正に伴って、国会で附帯決議が出され、その中で「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化を検討すること。」とされた。

これらに対応するため、獣医学と獣医保健看護学を基盤とする高度多目的獣医療システム（公的制度）の構築を推進する必要がある。今後、さらに拡大すると考えられる獣医学・高度獣医療を展開する上で重要な課題といえよう。

2 獣医療技術専門職（動物看護師・獣医保健衛生師（仮称））の養成

我が国における獣医療技術専門職（動物看護師等）の養成教育機関は各種学校・動物専門学校・動物看護専門学校等（50校以上）及び動物保健看護系大学（5大学）があり、その教育レベルも様々であり、動物看護教育の平準化は行われていないのが現状である。7年前から大学における動物看護教育がはじまり、現在、5大学「帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科動物看護福祉コース（定員：100名/学年）、日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科（定員：100名/学年）、倉敷芸術科学大学生命科学部生命動物科学科（定員：65名/学年）、ヤマザキ学園大学動物看護学部動物看護学科（定員：180名/学年）、酪農学園大学獣医学群獣医保健看護学類（定員：50名/学年）」において獣医療技術専門職の養成教育が行われている。その中で、獣医学教育と並行して教育を行っているのは日本獣医生命科学大学と酪農学園大学の2大学である。日本獣医生命科学大学では、さらに家畜衛生並びに公衆衛生領域に貢献する獣医師以外の獣医療技術専門職（獣医保健衛生師（仮称））を養成している。獣医療技術専門職（動物看護師等）の養成を目的とした大学では、平成20年4月1日に全国動物保健看護系大学協会を設立し、現在、前述の5大学が加盟し、獣医療技術専門職（動物看護職等）の国家資格（免許）の制度化に向けて、高度動物看護教育に相応しいコアカリキュラム並びに大学教育の在り方等の検討が行われている。

3 獣医療技術専門職（動物看護師・獣医保健衛生師（仮称））の在り方（図1～3）

このような状況から、国家資格（免許）制度の導入に向け、獣医療技術専門職（動物看護師等）の業務領域を考慮した上、動物看護教育の平準化（動物看護専門学校・大学が共有するコアカリキュラムの確立等）を推進し、獣医学・獣医療の高度化に対応した獣医療技術専門職（動物看護師等）を養成する必要がある。現在、日本では小動物（家庭動物）医療分野における動物看護師の存在は不可欠となっている。しかし、医療における国家

[†] 連絡責任者：福所秋雄（日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科獣医保健看護学基礎部門）

〒180-8602 武蔵野市境南町1-7-1 ☎0422-31-4151 FAX 0422-33-2094 E-mail : fukusho@nvlu.ac.jp

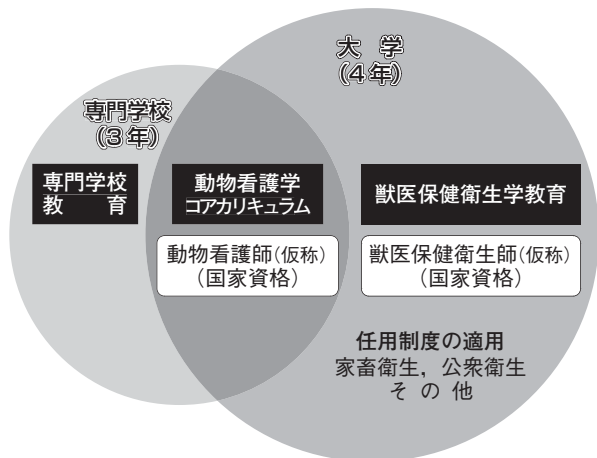


図1 動物看護師と獣医保健衛生師（仮称）の養成教育

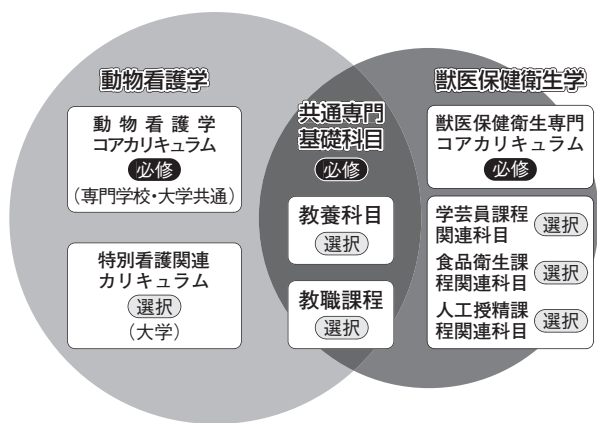


図2 大学における獣医保健看護学教育

資格（免許）を有する看護師とは異なり、獣医療行為を支援する専門職として法的に認可されておらず、正規の獣医療業務の技術補助専門職とはいえない。

一方、産業動物領域を考えた場合、動物性蛋白質の生産性の向上、さらに食料としての安全性確保が重要となっており、コンパニオンアニマル領域とは異質のものである。産業動物領域では、家畜衛生（家畜防疫）、公衆衛生（食肉衛生、動物の福祉・愛護・管理等）の重要性は年々高まっているが、調査・検査等の業務量が增大しているにもかかわらず、それに対応する支援技術専門職は不在で、獣医師は獣医師本来の業務遂行に支障をきたしているのが現状といえよう。獣医学教育が6年制になって、27年以上を経ているが、獣医師を取り巻く獣医療体制、特に公務員獣医師の業務体制は何ら変わっていない。そこで、獣医師の指示の下で業務を行う獣医療技術専門職の存在を法的に認めることが、臨床並びに獣医衛生領域の業務システムの改善に必要と思われ、獣医師及び獣医療技術専門職の業務、職域並びに任用等の制度を見直す必要があると思われる。

これら獣医療と獣医衛生領域の多様化並びに高度化に対応するため、獣医療支援業務を行う動物看護師（Vet-

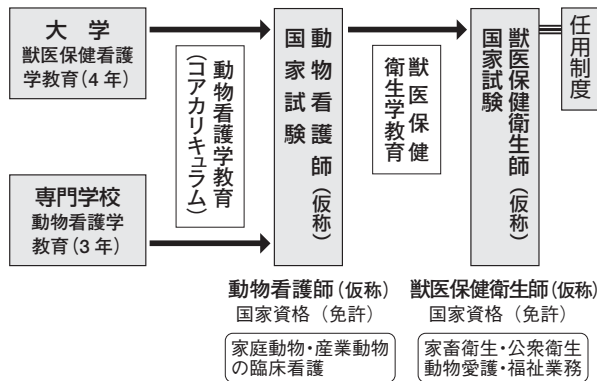


図3 動物看護師及び獣医保健衛生師（仮称）の国家資格

erinary Nurse（仮称）及び家畜衛生、公衆衛生、並びに動物の愛護・福祉・管理等の業務を支援し、家畜防疫並びに食の安全を担う獣医保健衛生師（Veterinary TechnologistまたはVeterinary paraprofessional（仮称））の国家資格（免許）認定制度（1法律2資格）を導入する必要がある。

動物看護師の受験資格は、専門学校（3年制）及び大学（4年制）における動物看護学コアカリキュラム（3年間）を修得した者、獣医保健衛生師（仮称）の受験資格は、動物看護師の資格を取得し、さらに大学において高度な獣医保健衛生学教育カリキュラムを修得した者に与えられるものとするのが望まれる。国家資格（免許）に関して、専門学校と大学のヒエラルキーが必要であるが、職場環境を考えた場合、動物臨床看護領域の公的資格としてのヒエラルキーはあり得ない。そこで、動物臨床看護領域では、専門学校及び大学において教育（動物看護学教育コアカリキュラム）を受けた者が受験資格を得る「動物看護師（仮称）」、大学でさらに獣医保健衛生学教育を受けたものが受験資格を得る「獣医保健衛生師（仮称）」の2つの国家資格（免許）制度を導入することが望まれる。すなわち、獣医保健衛生師（仮称）の資格を得るには、動物看護師の資格を有することが前提である。獣医保健衛生師（仮称）の職域としては、食の安全を主眼とした公衆衛生・家畜衛生領域、狂犬病予防法等関連業務を含む動物福祉行政領域、並びに実験動物、野生動物等の領域となる。これにより、大学において獣医保健看護学教育を受けた学生の職域が動物看護領域のみならず、家畜防疫や食の安全を見据えた家畜衛生・公衆衛生並びに実験動物、野生動物の領域に拡大し、社会に貢献すると思われる。

4 獣医療技術専門職の業務概要（図4）

獣医療技術専門職が対象とする動物はすべての動物であるが、法的な業として対象とする動物は、獣医師法第17条に示される動物「業としての診療対象動物：飼育動物（犬、猫、牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、

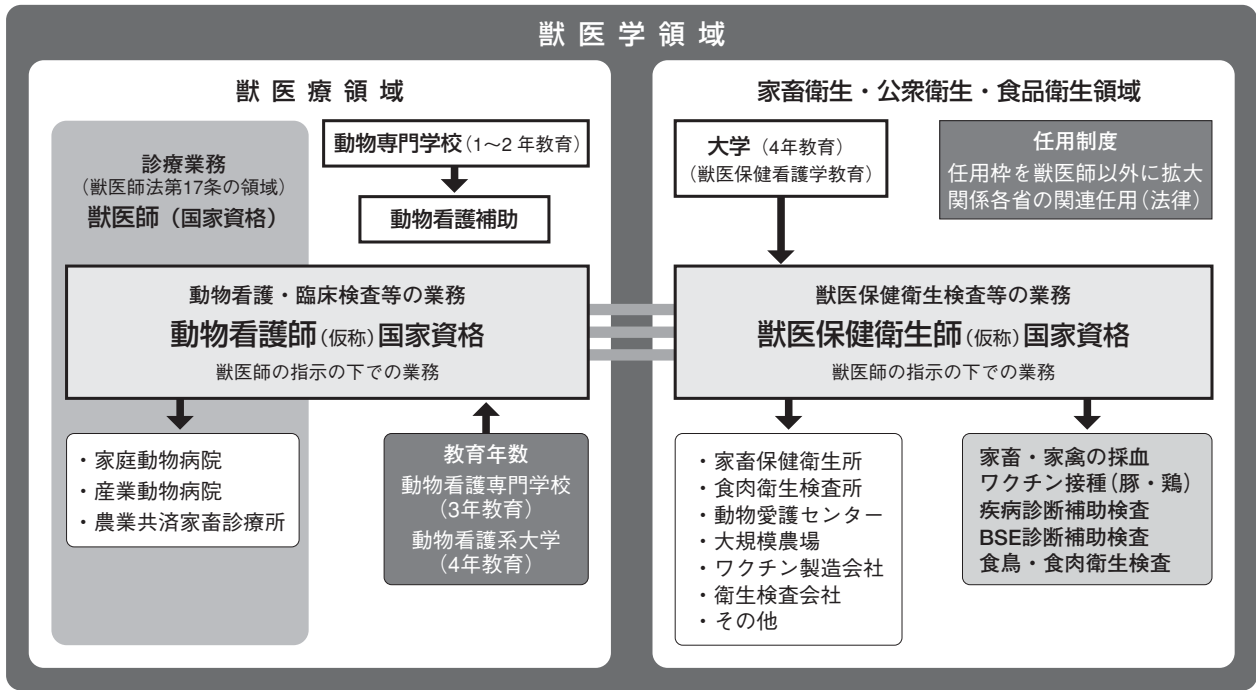


図4 獣医学領域における獣医療技術専門職の業務（将来展望）

その他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるもの」と同一であるべきであろう。

(1) 動物看護師（仮称）が担うべき業務の範囲（資格の対象となる業務）

動物看護師が担うべき業務のうち、看護業務のほか、診療に係る行為として、獣医師の指示の下で行う診療補助行為（採血、輸液、挿管、静脈注射、投薬等）、臨床検査（一般的な臨床検査に加え、MRI、心電図、超音波検査等の生体機能検査機器を用いた検査）並びに臨床放射線検査、麻酔管理等を担当させ、獣医師の診療（診断・治療）を補助する。

(2) 獣医保健衛生師（仮称）が担うべき業務の範囲（資格の対象となる業務）

家畜防疫・食の安全を主眼とした産業動物衛生領域（採血・感染症診断のための検査・ワクチン注射の一部等の防疫補助業務）及び公衆衛生領域（食鳥・食肉衛生検査等の補助業務、動物の愛護・福祉・管理等の業務）を業務対象とする。これらの業務に関しても獣医師の指示下で行われる必要がある。また、国家資格制度の導入時に家畜衛生、公衆衛生並びに動物の愛護・福祉・管理分野における業務に関しては、農水省、厚労省、環境省等が管轄する獣医師等に係る任用制度（法律）の見直しも強く望まれる。

5 おわりに

現在、獣医療、家畜衛生並びに公衆衛生分野の高度

化・拡大に伴い、獣医保健看護・各種検査技術の高度化が必要不可欠となり、適正な教育を受けた獣医保健看護分野の高度技術専門職の養成が求められている。将来的には、獣医学と獣医保健看護学が両輪となる高度獣医療システム（公的制度）が構築されることが期待される。

医療分野では医師の指示の下に高度医療技術職（コメディカル：看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士等の法律に基づく国家認定資格を有する多種類の高度専門家）が多数存在するが、獣医療分野においては獣医師のほかに多くの個別専門分野の技術職を制度化し、量産することは獣医業界の経済的基盤を考えた場合、不可能と思われる。したがって、獣医学領域では、獣医療技術専門職のうち臨床看護を担う「動物看護師」並びに家畜衛生、公衆衛生分野を担う「獣医保健衛生師（仮称）」の2つの専門職に国家資格（免許）を付与することが望ましい。これにより、臨床分野のみならず、家畜衛生、公衆衛生、実験動物等の分野において獣医師と獣医療技術専門職（動物看護師・獣医保健衛生師（仮称））の業務の仕分けが成され、獣医療技術専門職は的確な看護、診療補助、診断補助のための検査等を行い、獣医師はそれに基づく高度な診断・治療・防疫等の本来業務に専念でき、獣医療領域における高度なチーム医療、並びに家畜衛生・公衆衛生領域における高度な家畜防疫・食の安全性確保に貢献できるとと思われる。